

一般社団法人愛知県自動車会議所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知県自動車会議所と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、自動車検査登録、交通安全等に関する事業を行うことにより、愛知県における運輸行政の健全な運営に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車に関する調査研究及び広報・啓発
- (2) 自動車関係団体等との連携協調及び自動車に関する事項の審議並びに関係機関等への要望・提言
- (3) 自動車登録番号標の交付及び車両番号標の頒布業務
- (4) 自動車登録番号標の封印取付け及び返納標板の処理業務
- (5) 自動車検査登録印紙・自動車審査証紙・収入印紙及び諸用紙の販売業務
- (6) 自動車重量税印紙の販売業務
- (7) 自動車関係諸税に係る収納・申告受付業務
- (8) 自動車の検査予約の受付及び予約確認業務
- (9) 自動車関係団体等の事業実施に必要な施設の貸与事業
- (10) 自動車に関する物品の販売及び自動車保険代理店業務
- (11) 自動車の交通安全及び環境保全並びに交通運輸の活性化・事業振興に関する事業
- (12) 自動車に関する相談業務等自動車利用者の利便向上を図る事業
- (13) 交通事故被害者への支援事業
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する次に該当する団体又は個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 この法人の会員の種類は、次のとおりとする。

(1) 団体会員 愛知県内において、自動車に関係する者をもって組織する団体

(2) 個人会員 自動車に関係する者又は学識経験者

3 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 団体会員は、この法人に対して権利を行使する代表者を定め、会長に届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金及び会費（次項の臨時会費を含む。）の額並びに徴収方法は総会でこれを定め、会員はこれに基づき納入しなければならない。

2 この法人の運営上特に必要があるときは、総会の決議を得て会員から臨時会費を徴収することができる。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって法人法上の退社とする。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議により、当該会員を除名することができる。

この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 定款及びこの法人が決定した事項に違反したとき。

- (2) 会員としての対面を汚し、又はこの法人の名誉を著しく失墜させたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 入会金又は会費を納入せず、督促後なおこれを6ヶ月以上納入しないとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会員である団体が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する権利及び義務を失う。

- 2 会員がその資格を喪失した場合、金銭その他資産に対して何らの請求をすることができない。また、既に納入した入会金、会費は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的とする事項及び招集の理由を示して、会長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集は、少なくとも1週間前までに会議の目的とする事項、日時及び場所を記載した書面により会員に通知して行わなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

(書面又は代理人による議決権行使)

第19条 総会の招集に当たって、理事会の決議に基づき、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとすることができる。

- 2 総会に出席できない会員は、代理権を証する書面を提出して、代理人に議決権の行使を委任することができる。

- 3 前2項の規定により議決権を行使する場合は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員の中から議長が指名する者2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び顧問等

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を理事長、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 役員は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、理事のうち4名以内を会員以外から選任することができる。

2 会長、副会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌握する。
- 5 常務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。
- 6 会長、理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により新たに選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数の決議により、行わなければならない。

(役員報酬)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会の決議を得て報酬を支給することができる。

(責任の免責)

第30条 この法人は、法人法第114条の規定により、役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問・参与)

第31条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問・参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問・参与は、会長の諮問に応じ、各種の会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、年2回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、法人法第93条第2項の規定に基づき会長に招集の請求があったとき、又は法人法第93条第3項の規定に基づき理事が招集したとき。
- (3) 監事から法人法第101条第2項の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき又は法人法第101条第3項の規定に基づき、監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。
- 3 理事会の招集は、少なくとも1週間前までに会議の目的とする事項、日時及び場所を記載した書面により理事及び監事に通知しなければならない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第6項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第41条 会長は、この法人の円滑な運営を図るため必要と認めるとき、理事会の決議を得て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第43条 毎事業年度末において、剰余金がある場合は、総会の決議を得てこれを翌年度に繰り越すことができる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時総会に報告するものとし、第3号、第4号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により変更することができる。

(解 散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を得て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 職員は、会長が任免する。ただし、重要な職員は理事会の承認を得て会長が任免する。

3 事務局の組織、内部管理に必要な規則、その他については、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。